

静岡労働局・静岡県発表
平成30年5月17日

[担 当]

静岡労働局職業安定部
職業安定課長 橋本信仁
地方労働市場情報官 大石好昭
電話 054-271-9954

静岡県経済産業部就業支援局
労働政策課長 渡辺加絵
労働政策班長 坪田 恵
電話 054-221-2334

報道関係者 各位

平成30年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画について

静岡県と静岡労働局は、平成28年12月1日に締結した静岡県雇用対策協定^{※1}第2条に基づき、平成30年度の事業計画を定めました。

1 平成30年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画の概要

第1 趣旨

第2 平成30年度的主要雇用施策

1 産業人材の確保

- (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援
- (2) 人手不足分野の人材確保・育成
- (3) 女性の就業希望の実現
- (4) 新規学卒者等の県内就職支援
- (5) 社会人のUIJターン就職の促進
- (6) 障害のある人の活躍促進
- (7) 高齢者の活躍促進
- (8) 外国人の就労支援

2 産業人材の育成

- (1) 現場主義に徹した人材育成
- (2) 技術・技能を尊重する社会の実現
- (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

3 就業環境の整備

- (1) 「働き方改革」の推進
- (2) 女性の活躍促進

2 その他

「平成 30 年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画」、「静岡県雇用対策協定に基づく平成 30 年度事業計画の概要」は静岡労働局ホームページに掲載

※1 「静岡県雇用対策協定」とは

「静岡県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備の実現に向け、相互に連携して雇用に関する施策を推進する。」ことを目的として静岡県と静岡労働局との間で締結した協定

※添付資料

- 1 「平成 30 年度雇用対策協定に基づく事業計画」
- 2 「静岡県雇用対策協定に基づく平成 30 年度事業計画の概要」

平成30年度
雇用対策協定に基づく事業計画

静岡県・静岡労働局

平成30年度 静岡県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

第1 趣旨	1
第2 平成30年度の主な雇用施策	
1 産業人材の確保	
(1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援	2
(2) 人手不足分野の人材確保・育成	3
(3) 女性の就業希望の実現	4
(4) 新規学卒者等の県内就職支援	5
(5) 社会人のUIJターン就職の促進	8
(6) 障害のある人の活躍促進	9
(7) 高年齢者の活躍促進	11
(8) 外国人の就労支援	12
2 産業人材の育成	
(1) 現場主義に徹した人材育成	13
(2) 技術・技能を尊重する社会の実現	14
(3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発	15
3 就業環境の整備	
(1) 「働き方改革」の推進	16
(2) 女性の活躍促進	18

平成 28 年 12 月 1 日に締結した静岡県雇用対策協定第 2 条に基づき、次のとおり平成 30 年度の事業計画を定める。

第 1 趣旨

静岡県と静岡労働局は、県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備を推進するため、相互に連携して以下の施策に取り組む。

1 産業人材の確保

- (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援
- (2) 人手不足分野の人材確保・育成
- (3) 女性の就業希望の実現
- (4) 新規学卒者等の県内就職支援
- (5) 社会人の U I J ターン就職の促進
- (6) 障害のある人の活躍促進
- (7) 高年齢者の活躍促進
- (8) 外国人の就労支援

2 産業人材の育成

- (1) 現場主義に徹した人材育成
- (2) 技術・技能を尊重する社会の実現
- (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

3 就業環境の整備

- (1) 「働き方改革」の推進
- (2) 女性の活躍促進

1 産業人材の確保

(1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援

- ・しずおか就職総合支援センターにおける静岡県と静岡労働局との「一体的な実施」に関する協定に基づき、静岡県、静岡労働局をメンバーとする運営協議会を設置して、事業計画を策定し、事業目標を達成するよう一体的実施事業の実効性のある運営を行う。
- ・利用者である地域住民の利便性を向上させるため、しずおかジョブステーション東部・中部・西部において、静岡県とハローワークが一体となり、地域の実情に応じたサービスを提供する。
- ・静岡県が行う就職相談等とハローワークが行う職業相談・紹介をワンストップで提供し、一体的に就労支援を行う。

ア 静岡県が実施する業務

- 「しずおかジョブステーション」を県内3か所に設置し、幅広い求職者の特性に応じた世代別の就職相談、セミナー等を実施する。
- 福祉の仕事紹介（東部）、母子家庭等就業・自立相談を実施する。
- 外国語通訳の配置（西部）による外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- 遠隔地の求職者の利便性を高めるため、市町と連携して出張相談を実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 静岡県と連携した、求職者に対する職業相談・職業紹介を東部・中部・西部の3か所で実施する。
- 求人情報の提供及び職業訓練相談を実施する。
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談を実施する。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供を実施する。

〈目標値〉

項目	東部	中部	西部
職業相談件数	3, 400件	1, 470件	4, 500件
就職件数	220件	120件	290件
就労等相談件数	3, 500件	3, 500件	3, 500件
セミナー等参加者数	600人	730人	460人
新規求職者のうち、自治体側から送り込まれた割合	30%以上	50%以上	40%以上

(2) 人手不足分野の人材確保・育成

- ・静岡県と静岡労働局は、「静岡県産業人材確保・育成プラン」に基づく施策を連携して実施する。
- ・福祉・看護・建設・警備・運輸等、人材が不足する分野において人材確保が図られるよう、迅速・的確な求人・求職情報の提供による早期充足対策を図るなど、静岡県と静岡労働局が連携・協力する。

ア 静岡県が実施する業務

- 「静岡県産業人材確保・育成プラン」の推進体制を強化し、「静岡県産業人材確保・育成対策県民会議」を中心に官民あわせて産業人材の確保・育成に取り組む。
- 「人材確保プラットフォーム」を構築し、①中小企業等の採用活動支援、②プロフェッショナル人材の中小企業等への紹介、③高校生就職支援等を実施する。
- 業界団体等が行う企業の人材確保に資するモデル的な取組に対する助成を行う。
- ハローワーク静岡、浜松、沼津の「人材確保対策コーナー」、県内14ハローワークの「人材確保支援コーナー」と連携し、就職面接会の開催や職業相談等を行う。
- 「中小企業のための人材確保力向上セミナー」等の実施や、首都圏での個別説明会の会場提供を行うなど、中小企業等の採用活動への支援を強化する。
- 高校生等の就職を促進するため、しずおかジョブステーションのカウンセラーが高等学校を訪問し、就職相談を行う際に業界の魅力について情報発信する。
- しずおかジョブステーション内の静岡県社会福祉人材センター東部支所において、福祉分野で働く人材を供給する。
- 若年者訓練の設備技術科や建築科、離転職者訓練の建築リフォーム科や住宅設備科など建設分野における人材の育成を行う。
- 離転職者訓練において、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修、介護福祉士の養成など福祉分野における人材の育成を行う。
- IoTや新素材等をテーマにした在職者訓練を実施し、企業の新分野への進出を支援する。
- 人手不足の産業分野における働き方改革や潜在労働力の活用による人材育成と確保対策を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「静岡県産業人材確保・育成対策県民会議」に参画し、産業人材の確保・育成の取組に対し、連携・協力する。
- ハローワーク静岡、浜松、沼津の「人材確保対策コーナー」、県内14ハローワークの「人材確保支援コーナー」において、有資格者の掘り起しや介護・看護・保育・建設・警備・運輸等に関する求人情報、職業情報の提供及び就職面接会等の就職支援を行う。
- 静岡県で構築された「人材確保プラットフォーム」の各事業に対し、連携・協力する。
- 人材確保、定着等に課題を抱える事業主に対し、専門家による雇用管理改善を通じた支援を行う。
- 静岡県ナースセンターと共同して、希望する求職者に就職支援を行う。
- 静岡県社会福祉人材センターと連携し、就職面接会の開催等を実施する。

目標値：人材不足分野(福祉、建設、運輸、警備)の充足件数 7,900件以上

(3) 女性の就業希望の実現

- ・ マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおいて、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の就職相談を実施する。
- ・ 子育てする女性等が応募しやすい求人の確保を行う。
- ・ 地方自治体等の関係機関から、保育所や子育て支援サービス等に関する情報を収集し、相談窓口で保育関連情報を提供する。
- ・ 女性の就職活動に必要なノウハウを提供する各種セミナー等の実施及び情報提供を行う。
- ・ しずおかジョブステーションにおいて女性に対する就職相談やセミナー・イベントを実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて女性に対する就職相談、女性向けキャリアアップセミナーを実施する。
- 女性のための適職診断、職業相談等を行う女性就労促進フェアを開催する。
- 女性を積極的に採用する企業との求職者とのマッチングの機会を提供する。
- 首都圏在住の女子大学生等に対し、県内企業で働く魅力を発信するため、女子学生向け業界説明会や交流会を実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「マザーズハローワーク静岡」及び県内5か所のマザーズコーナー（ハローワーク浜松、沼津、三島、磐田、富士）において、職業相談・紹介を行うほか、保育サービス関連情報の提供等を実施する。特に、重点支援対象者に対しては、就職実現プランを策定し早期の就職を図る。
- 託児付き再就職支援セミナー運営事業においては、当該セミナーを通じて再就職に至った方の体験談等を情報提供する。

目標値：マザーズハローワーク事業 重点支援対象者の就職率 92.1%以上

(4) 新規学卒者等の県内就職支援

①新規学校卒業者等に対する県内企業への就職の促進

- ・ 静岡県内の関係機関で構成する「静岡新卒者等就職・採用応援本部」において、新規学卒者等の効果的な就職支援を検討する。
- ・ 県内企業の人材確保を図るため、県外学生のU I Jターン就職と県内学生の県内就職を促進する。
- ・ 静岡県と静岡労働局が共同で企業説明会、就職面接会等を開催するなど効果的なマッチング機会の提供を行うとともに、地元企業の魅力を発信するなど、新規学卒者等への就労支援を実施する。
- ・ 首都圏及び中京圏在住の学生等を対象に都内、愛知県内で就職面接会を開催する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションや静岡U・Iターン就職サポートセンターを中心に、個別の就職相談や企業紹介、就職応援セミナー等を実施する。
- 県内出身学生が多く進学している県外大学との「就職支援協定」の締結を進め、本県出身学生の県内企業への就職を促進する。
- 就職支援協定を締結している大学などを中心に、県内企業で働く大学OB・OGのガイダンス等への参加を増やすとともに、県内企業に対しOB・OG訪問の受入れへの協力を働き掛ける。
- 「しずおか就職net」において、県内の企業情報や採用情報、首都圏等と比較して「強み」となる静岡県の情報を発信する。
- 学生に県内企業で働くイメージを持ってもらうため、インターンシップ参加を促進するためのマッチング会等を県内及び首都圏等で実施する。
- 「地（知）の拠点大学による地域創生推進事業」（COC+）に取り組む静岡大学等と連携し、インターンシップ説明会や県内市町による就職支援相談会を開催する。
- 県内大学の県外出身の学生に対して、官民が連携して静岡県の魅力や企業情報を積極的に提供し、県内就職を促す取組を推進する。
- 学生の保護者に対して、大学の保護者会やセミナー等の機会を活用し、県内企業の魅力や県内就職の支援策を紹介する。
- 小学生の頃から地域の産業に触れる教育の充実や「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりを推進する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 新卒応援ハローワーク等における支援の強化
 - (ア) 未就職卒業者には、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援を実施する。
 - (イ) 学校を離れた後も新卒応援ハローワーク等を利用しやすくするため、新卒応援ハローワーク等の支援メニューや、就職後も仕事の悩み等を相談できることを在学時から周知する。
 - (ウ) 就職後は、訪問、電話・メール等による定着支援（フォローアップ）等を実施する。

○「ユースエール認定制度」の普及拡大・情報発信の強化

- (ア) 人材確保に課題を抱える中小・中堅企業に対して、「ユースエール認定企業」を活用した情報発信力の強化を働きかけることにより、ユースエール認定企業の増加を図る。
- (イ) ユースエール認定企業等と新卒者等を対象とした就職面接会の開催
事業所PRシートの「若年雇用促進総合サイト」や就職面接会等での積極的な公開等により「ユースエール認定企業」と新卒者等のマッチングを促進する。

○「若年者地域連携事業」を活用した就職支援

- (ア) しずおかジョブステーション等と連携して、若年者の就職準備のためのセミナー等を実施する。
- (イ) 就職内定者に対するセミナーを学校や企業と連携して実施する。
- (ウ) 企業と連携し、新卒者の合同研修を実施し、職場定着を図る。
- (エ) 県外出身の学生に対する相談窓口を設置し、県内就職の促進を図る。

○静岡新卒者等就職・採用応援本部の開催

「静岡新卒者等就職・採用応援本部」の場を活用し、静岡県、関係機関と連携し、効果的、効率的な就職支援を検討する。

目標値：大学等卒業予定者の就職内定率	96.8%以上
--------------------	---------

②フリーター等の正社員就職の支援

- ・浜松わかものハローワークをはじめとするハローワークのわかもの支援窓口や、地域若者サポートステーション、しずおかジョブステーションにおいて、きめ細かな就職相談やセミナー等による若年者支援施策を実施する。
- ・各種助成金等の活用により正社員就職の支援を実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて、若者に対する就職相談、セミナー等を実施する。特に、人との関わりが苦手であるなど問題を抱える方に対し、臨床心理士によるカウンセリングやコミュニケーションセミナーを実施する。
- しずおかジョブステーションでは、地域若者サポートステーションなど個々の若者それぞれに適した支援機関に案内するなど、関係機関と密接な連携をとり、早期に就職できるよう支援する。
- 県立技術専門学校において、学卒未就職者に対して企業実習付きの職業訓練を実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

○わかものハローワークの利用促進

(ア)「浜松わかものハローワーク」において、担当者制による一人ひとりのニーズに応じた支援の一層の充実を図る。

(イ) 就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談・職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後の電話・メール等による定着支援（フォローアップ）等を実施する。

○若年者に対する各種助成金等の活用

トライアル雇用奨励金、キャリアアップ助成金等を活用した正規雇用化を促進する。

○「地域若者サポートステーション事業」を活用した就職支援

地域若者サポートステーションを活用して、若年無業者や高校中退者等の利用者に対して、就職支援を実施する。

○「若年者地域連携事業」を活用した就職支援

(ア) しずおかジョブステーションと連携して、面接対策や応募書類作成セミナー等を実施する。

(イ) フリーター等を対象に応募書類作成支援、面接対策、企業との交流会などを実施する。

目標値：正社員就職件数 7,215 件以上

キャリアアップ助成金支給件数 1,701 件以上

トライアル雇用支給件数 680 件以上

(5) 社会人のU I Jターン就職の促進

- ・30歳前後の若者から実務経験豊富なプロフェッショナル人材まで、幅広い年齢層の社会人を対象に、U I Jターン促進に取り組む。

ア 静岡県が実施する業務

- 首都圏に開設している静岡U・Iターン就職サポートセンターを中心に、個別相談や県内企業の紹介等を行う。
- 静岡県移住相談センターにキャリアカウンセラーを配置し、ワンストップによる移住・就職相談を実施する。
- 「転職」を考える時期となる25歳～34歳位の県外居住の社会人に、静岡県の魅力をSNSなどの情報媒体や同窓会のネットワークを通じて届け、若者の「30歳になったら静岡県！」の第一歩を応援する。
- 静岡県移住相談センターなどと連携して静岡県の魅力を発信し、移住・転職を促進する。
- プロフェッショナル人材戦略拠点による県内企業の人材ニーズの掘り起こしと求人情報の民間人材事業者への取り繋ぎを行う。
- 多様な人材を県内に呼び込むため、働き方改革の推進や職場環境の改善、兼業・副業の促進などの取組を進める。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 県内就職の促進を図るため、魅力ある職場づくりを進める。
- 求人受理ハローワークにおいて、「他所への求人依頼」、「他所求職の検索」を行い、U I Jターン就職希望者の広域職業紹介を行う。
- ハローワークで発行する求人情報を東京都、大阪府等のハローワークに送付し、U I Jターン就職の促進を図る。
- 首都圏で開催する自治体主催による面接会等について、関係労働局へ周知を依頼する。

(6) 障害のある人の活躍促進

①地域の就労支援の更なる強化

- ・企業に対し障害者雇用率制度の周知と雇用促進に向けた意識啓発を図る。
- ・静岡県と静岡労働局が就職面接会を共同で開催し、企業と障害者のマッチングを図る。
- ・平成30年4月1日から精神障害者が障害者雇用率の算定基礎に加わり法定雇用率が引き上げられる(2.2%)ことから、障害者雇用の働きかけの強化と、職場定着支援の拡充を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 障害者雇用ガイドブックの配布、「静岡県障害者就労応援団」企業を活用したセミナーや、見学会の開催により障害者雇用に関する企業の理解を促進する。
- 雇用推進コーディネーターを配置し、企業訪問による求人開拓から求職者とのマッチングまでの一元的な就労支援を行う。
- 精神保健福祉士資格を有する精神障害者雇用推進アドバイザーを配置し、企業等への助言を行う。
- 新たに精神障害のある人を雇用する企業の職場環境整備を支援する精神障害者職場環境アドバイザーを派遣する。
- ジョブコーチ派遣による職場定着支援を進める。
- 障害者働く幸せ創出センターにおける就労相談を実施する。
- 障害者雇用促進大会を開催し、障害者雇用の機運を醸成する。
- 農業分野において、精神障害のある人を対象とした職業訓練を実施し、就職から職場定着までを一貫して支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 平成30年4月1日からの障害者法定雇用率引き上げに伴い、新たに障害者の雇用義務が発生する45.5人以上50人未満の企業や各安定所で選定した重点指導対象企業への計画的な個別指導を実施する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、障害者向けの求人開拓を実施する。
- 9月(7会場)、2月(4会場)に開催する就職面接会の企画・運営を行う。
- 障害者雇用率達成指導と併せ就職面接会への参加勧奨を行う。
- 精神・発達障害者サポーター養成講座を開催し職場定着に課題のある精神障害者及び発達障害者の職場定着支援を行う。

目標値：1 雇用率達成企業割合を平成30年6月1日報告より 1.8ポイント以上の増加
2 障害者の就職件数 2,768件以上

②障害者就業・生活支援センター等と連携した就職支援

- ・ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設など関係機関との「チームによる支援」を行うことにより企業の不安を解消するとともに、一人でも多くの就職促進を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 雇用推進コーディネーターが、各地域の障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援・生活支援を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センターや医療機関を含めた地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進を図る。
- 障害の特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。

③障害のある人の職業能力開発の支援

- ・求職障害者の増加や障害者の態様に応じた多様な訓練が求められる中で、障害者の希望に応じた就職を実現するために、求職・求人ニーズを把握し、訓練を実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- 県立あしたか職業訓練校及び県立技術専門校で障害のある方の職業訓練を実施する。
- 企業や社会福祉法人等に委託して職業訓練を実施する。
- 企業で就労している障害のある方に対し、スキルアップのための在職者訓練を行う。
- 全国初の取組として、障害者訓練はすべて企業実習付きとし、一般就労のみを目指す。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 障害者及び企業双方に対して、職業相談時や求人受理時に職業訓練施策について周知・広報を行う。
- 障害の態様やニーズに応じた職業訓練の受講促進と訓練終了生への就職支援を実施する。

(7) 高年齢者の活躍促進

- ・豊かな経験や専門知識・資格等を活かして社会で活躍したいという高年齢者の再就職を支援するために、静岡県と静岡労働局が連携・協力する。
- ・60歳以上の高年齢者に対する多様な就業機会を提供しているシルバー人材センター事業の果たす役割も重要であることから、自立的・効果的な事業の推進が図られるよう連携する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて高年齢者に対する就職相談、セミナー等を実施し、再就職支援や多様な社会参加情報の提供を行う。
- しずおかジョブステーションにおいて、定年後の働き方や社会参加のあり方を提案するセカンドキャリア応援ガイダンスを実施する。
- 企業と求職者の双方が求人・求職情報を登録できる高年齢者を対象とした「シニア等人材バンク」を活用し、マッチングの向上を図ることにより、高齢者等の就業を促進する。
- シルバー人材センターへの支援により就業機会や生きがいの場を提供する。
- シルバー人材センターの健全な運営の支援を行う。また、企業に対しシルバー人材センターの人材派遣事業の活用を提案する。
- 高年齢者の第二の人生での活躍を応援するため、就職や起業、事業承継等に関する相談や情報提供を行う。
- 働き手に合わせた多様で柔軟な就労スタイルを取り入れたビジネスモデルづくりを支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「高年齢者雇用安定法」の周知・啓発及び雇用確保措置導入指導の強化
高年齢者雇用状況報告に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準を定めているいわゆる「経過措置」導入企業に対し、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入について、安定所の窓口や説明会等を活用し、周知・啓発を図る。
また、高年齢者雇用確保措置を講じていない未実施企業に対し、企業訪問等による的確な指導を実施する。
- 生涯現役社会の実現に向けた地域における機運の醸成
高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける生涯現役社会の実現に向けて、高齢者雇用の必要性や重要性等を広く周知し、地域全体で高齢者雇用に関する機運の醸成を図る。
- 高年齢者の再就職等の援助・促進
(ア) 高年齢者に対する再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金及び奨励金制度も活用し、効果的に支援する。
(イ) 「生涯現役支援窓口」設置のハローワークにおいて、高年齢者のうちとりわけ特に65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な求職者に対しハローワーク内の事業担当責任者、就労生活支援アドバイザー等が相互に連携したチームによる就労支援を実施する。
- 軽易な就業等を希望する高年齢者をシルバー人材センターに誘導する。

目標値：65歳以上の高年齢者就職件数 3,378人以上

(8) 外国人の就労支援

- ・ 県内企業での就労を目指す定住者や永住者などが、職業能力を高め、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。

ア 静岡県が実施する業務

- 関係団体と連携し、定住外国人に有効な職業訓練を研究し、訓練内容の充実を図り、習得しやすい訓練設定に取り組む。
- 定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、関係機関との調整や訓練生の不安・疑問等に対応する体制を整備する。
- 定時制高等学校を卒業した定住外国人に、県立技術専門校への入校を促進するなど、現場の第一線で能力を発揮するための支援を行う。
- 外国人技能実習生が、実習期間中に効果的に技能を修得できるよう、日本語講座を実施する。
- しずおかジョブステーション西部に、ポルトガル語通訳者1名を配置し、就職相談や就職準備セミナーを実施する。
- しずおかジョブステーションにおいて、求職中の外国人に対し、日本での仕事の進め方をわかりやすく伝えるセミナーを開催する。
- 就労意欲の高い定住外国人と、定住外国人を長期雇用したい企業を対象に、新たな就業・定着支援の仕組みを構築し、その普及を図る。
- 働き手に合わせた多様で柔軟な就労スタイルを取り入れたビジネスモデルづくりを支援する。(再掲)

イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワーク窓口等において、通訳を配置して就職支援を実施し、マッチング機能の強化や関係機関との調整を行う。
- 日本語能力等の不足により就職が難しい方に対する就労・定着支援研修の受託者、自治体等と連携を図り、安定就労を促進する。
- 外国人を対象とした職業訓練について、外国人求職者に対しハローワークによる積極的な情報提供及び確実な誘導を行う。
- 外国人を多数雇用する事業主に対し、労働・社会保険や労働関係法令の周知啓発に加え、雇用維持や安易な解雇の防止、再就職援助の努力について指導・啓発を行う。
- 静岡新卒応援ハローワーク内に「留学生コーナー」を開設し、外国人留学生の就労を支援する。

2 産業人材の育成

(1) 現場主義に徹した人材育成

- ・児童や生徒が職場見学やインターンシップ等により、実際に企業等から学ぶ機会をつくる。
- ・常に現場のニーズを把握し、職業訓練に企業実習を組み込むなど、現場に即した人材育成を行う。

ア 静岡県が実施する業務

- 児童や生徒が職場見学やインターンシップなど、実際に企業等を見て、体験することにより勤労観や職業観を養う。
- 優れた技能者からの指導を受けながら実際に「ものづくり」に触れる機会を作り、ものづくりの楽しさや喜びを伝える。
- 県立技術専門校の訓練生が、企業の工場を見て機械に触れ、自身の技術・技能を活かすイメージが持てるようにインターンシップへの参加を促す。
- 信用金庫と連携し、個々の企業ニーズに合ったオーダーメイド型在職者訓練を企画・実施する。また、企業の現場を活用した最先端の訓練に取り組む。の訓練を実施する。また、企業の現場を活用した最先端の訓練に取り組む。
- 転職する方や出産等で休職し、復職する方が新しい職場において活躍できるよう企業実習を組み合わせた職業訓練を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 効果的な訓練コースの設定に資するため、ハローワークで把握した求人者及び求職者の人材ニーズ、訓練ニーズを、静岡県と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部に情報提供する。
- 学生、生徒等に対する就職に向けた動機づけ及び職業意識形成の醸成を目的にハローワークの職員が中学校、高等学校に出向き説明を行うことにより意識啓発を図る。
- 学生、生徒等に対する労働関係法令に関する基礎知識の付与を目的に労働局幹部、労働基準監督署及びハローワークにより、地域の雇用環境・就職に向けての心構え等と合わせ、労働関係法令の基礎的な知識の付与について積極的な対応を行う。
- 社会に出る前の在学中の早い段階から、自己の適性と職業について考え、職業観・勤労観を醸成することや正しい職業理解の促進が必要となることから、ハローワークが学校と連携して行う実際の職場で就労を体験するインターンシップを広く普及させる。

(2) 技術・技能を尊重する社会の実現

- ・技能の重要性や必要性を県民に理解してもらい、技能を尊重する気運の醸成を図る。
- ・子どもが「ものづくり」に触れる機会を作り、「ものづくり」の楽しさや技能の大切さを伝える。
- ・技能競技大会への出場を通じて、技能向上を図るとともに、広く技能のすばらしさをPRし、技能士の社会的評価を向上させる。

ア 静岡県が実施する業務

- 小、中学生を対象とした、ものづくり体験教室「WAZAチャレンジ教室」や技能マイスターがものづくりの魅力を伝える「技能マイスター出前講座」を実施し、学齢期から技能への関心を高める機会を提供する。
- 技能五輪全国大会や技能グランプリで上位入賞が果たせるよう、指導者派遣費用等の訓練経費を助成する。
- 若年技能者に対し、「技能検定」の手数料減免制度を周知し、受検を勧奨するとともに技能競技大会への参加を促し、ものづくり人材の能力や意欲の向上を図るとともに、企業内の後継者育成や技能の伝承を促す。
- 技能尊重気運を高め、技能者の地位の向上をはかるため、優れた技能を有し他の技能者の模範となる者を「静岡県優秀技能功労者」として表彰する。
- 国による「卓越した技能者」表彰の受賞者など極めて優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定する。
- 次代を担う子どもたちが「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりを推進する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度により、働く人の主体的な能力開発の取組を支援する。
また、専門実践教育訓練での教育訓練給付制度により、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援する。
- 雇用している労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対する助成を行う。
- 有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対する助成を行う。
- 各種技能競技大会の周知・広報を行う。

(3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

- ・学齢期から就職、新人、中堅などを経て定年、その後と生涯を通じて学ぶ機会を提供する。
- ・再チャレンジするための職業能力の開発の機会を提供する。
- ・在職者の生産性向上、ものづくり技能と専門的知識を合わせ持った人材の育成及び成長産業分野を中心に、ICTの進展や企業の海外展開への対応等、時代の要請に応える施策を展開する。

ア 静岡県が実施する業務

- 教育委員会と連携し、小・中学校の社会科見学や職業体験を通じ勤労観・職業観の醸成に努める。
- 沼津・清水技術専門校を短期大学校化するため、清水技術専門校の改築に向けた設計やカリキュラムの検討を行う。
- 在職中の技術者を対象に、企業と連携した最先端の訓練や、成長産業分野の訓練を実施する。
- 求職・求人ニーズに応じて、離職者を対象とした訓練を実施するとともに、訓練修了者の就職状況等の成果をハローワークに提供する。
- ハローワークと連携し、非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期高度人材育成コースを実施する。
- 県と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部が連携して指導員のレベルアップのための研修会等を実施する。
- 全ての職業訓練で託児サービスを実施することにより、求職者の就業を支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 地域における求人求職動向や職業訓練ニーズに対応するため、「静岡県地域訓練協議会」において、静岡県内の公的職業訓練の総合的な「地域職業訓練実施計画」を策定する。
- ハローワークにおいて、適職への就職を実現するためには求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、職業能力の開発・向上を図り、就職可能性を高める観点から、適切な受講あっせんを行う。
- ハローワークは、職業訓練受講者に対して職業訓練で習得した職業能力レベルに応じた的確なマッチングを行い、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。
- 「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールであるジョブ・カードについて、静岡県地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、商工会議所をはじめとした運営本部の構成員や関係機関との連携のもと、より一層の活用促進を図る。

目標値：1	県が行う離転職者訓練の訓練修了3か月後の就職率 静岡県 80%以上
2	求職者支援制度による職業訓練の修了3か月後の雇用保険が適用される就職率 基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

3 就業環境の整備

(1)「働き方改革」の推進

①「働き方改革の推進」

- ・地域ぐるみで働き方改革を推進するため設置している、「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議」において、若者や非正規雇用労働者を含めた労働環境や処遇の改善等に向けた機運の醸成を図る。
- ・静岡正社員転換・待遇改善実現プランに基づき、転換促進と待遇改善を目指す。
- ・県内のリーディングカンパニーのトップ等に対し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むように働きかける。
- ・働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等を関係機関と連携して進める。

ア 静岡県が実施する業務

- 経営者や人事担当者を対象としたセミナー等を開催し、誰もが働きやすい職場づくりに向けた意識改革を促す。
- 働き方改革を牽引する社内リーダーを養成する。
- 短時間勤務やテレワークの導入などの、多様な働き方の導入を支援する。
- 企業表彰等により好事例の普及を図り、他の企業の取組意欲を喚起する。
- 労働法セミナーを開催し、労働関係法令に関する正しい知識の普及と法令遵守意識の醸成を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議」を開催し、地域における働き方改革を進めるため行動計画の策定を目指した検討を行う。
- 働き方改革の実行に向けて、「働き方改革推進支援センター」を設置し、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。
- 働き方改革の基本的考え方や必要性、各種支援策について、企業の十分な理解が得られるよう労働局・監督署・ハローワーク一体となって、働き方改革セミナーを実施する。
- 労働局幹部が、業種・規模に関わらず県内の経済社会に大きな影響力のある主要企業や、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業等を訪問し、働き方の見直しについて取組要請を行う。
- 訪問した企業において、参考となる先進的な取組事例や好事例を収集し、厚生労働省のポータルサイトに掲載する。
- 年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い企業を中心に「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発や、働き方の見直しに伴って必要となる人事・労務管理に関する具体的な助言・提案等を行うため、企業に対し専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）の派遣を行う。
- 正社員への転換推進措置、正社員との差別的取扱い禁止や均衡待遇等に係る指導に重点を置き、パートタイム労働法を周知・徹底する。

目標値：労働局幹部による企業訪問 24社以上

②仕事と家庭の両立支援

- ・女性が結婚、出産等に伴い環境が変化しても継続的に社会で活躍できる、また、男女が共に仕事と育児・介護の両立ができる環境を整備する。

ア 静岡県が実施する業務

- 働き手に合わせた多様で柔軟な就労スタイルを取り入れたビジネスモデルづくりを支援する。(再掲)
- 「静岡県次世代育成支援企業認証制度」や、「くるみん」「プラチナくるみん」の普及を図る。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援する。
- 労務管理上他の模範となる業績のあった企業を労務管理優良事業所として表彰する。
- ホームページや、広報誌を活用し、ワーク・ライフ・バランスを実践している企業の取組紹介等により、好事例の普及を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。
- 次世代法に基づく行動計画策定届の提出が、労働者 301 人以上の義務企業においては完全実施となるように督促指導等を行うとともに、企業訪問等によりくるみん・プラチナくるみんマークの取得を促進する。
- 妊娠、出産、育児休業等を理由とした不利益取扱には厳正に対処するとともに、事業主が妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じるよう関係法令の周知・徹底を図る。

目標値：「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 19 社以上

(2) 女性の活躍促進

- ・労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、女性活躍推進法の周知・徹底と実効性確保及びポジティブ・アクションの取組について一層の普及を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 女性役職者育成セミナーを開催し、女性の意欲・能力向上と経営者の意識改革を図り、ポジティブ・アクションの取組を促進する。
- ホームページや、広報誌を活用し、女性が活躍している企業の取組紹介等により、好事例の普及を図る。
- 経営者や人事担当者を対象としたセミナー等を開催し、女性の就業や登用促進に関する意識改革を進める。
- 企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等を支援する。
- 県ホームページや広報紙を活用し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「えるぼし認定」の普及を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 男女雇用機会均等法の周知・徹底を行う。
- 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出や情報公表について確実な履行を図る。
- 認定を受けるメリットを含めて、認定制度の周知等を行い、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」の取得を促進する。
- 企業訪問により策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善に当たって必要な助言を行うとともに、ポジティブ・アクションの正しい理解と積極的取り組みが図れるよう促す。

目標値：女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」 5社以上

静岡県雇用対策協定に基づく平成30年度事業計画の概要

※下線：新規
※太字：重点

静岡県

1 産業人材の確保

静岡労働局

- 「しずおかジョブステーション」における求職者の特性に応じた世代別の就職相談、セミナー等
- 福祉の仕事紹介（しずおかジョブステーション東部）、母子家庭等就業・自立相談
- 外国語通訳の配置（しずおかジョブステーション西部）による外国人求職者に対する就職支援
- 市町と連携した出張相談

- 「静岡県産業人材確保・育成プラン」の推進
- 「人材確保プラットフォーム」を構築し、人材不足に直面する中小企業をサポート
- 中小企業のための人材確保力向上セミナー、首都圏での個別説明会の会場提供 など

- しずおかジョブステーションにおける就職相談、女性向けキャリアアップセミナー
- 女性就労促進フェア
- 首都圏在住の女子大学生等を対象とした、業界説明会や企業若手社員との交流会 など

- 就職支援協定締結大学と連携を強化し、UIターン就職を促進
- 「しずおか就職net」を活用した県内企業情報や採用情報等の発信
- 学生の保護者に対する県内企業の魅力発信等
- 県立技術専門学校における学卒未就職者への企業実習付きの職業訓練 など

- 静岡U・Iターン就職サポートセンターを中心とした個別相談や県内企業の紹介等
- 「30歳になったら静岡県!」をキャッチフレーズにしたUIターン就職支援
- プロフェッショナル人材戦略拠点による県内企業の人材ニーズの掘り起こし など

- 障害者雇用推進コーディネーター・精神障害者雇用推進アドバイザーの配置
- ジョブコーチ・精神障害者職場環境アドバイザーの派遣
- 農業分野における精神障害のある人を対象とした職業訓練
- 県立あしたか職業訓練校等における障害のある方への職業訓練 など

- しずおかジョブステーションにおいて就職相談、セミナー、セカンドキャリア応援ガイド等を実施
- 「シニア等人材バンク」を活用し、高齢者等の就業を促進 など

- 定住外国人職業訓練コーディネーターの配置、しずおかジョブステーション西部にポルトガル語通訳者を配置、就職相談や就職準備セミナー
- 日本で仕事の進め方を分かりやすく伝えるセミナーなど

(1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援

〈目標値〉

項目	東部	中部	西部
職業相談件数	3,400件	1,470件	4,500件
就職件数	220件	120件	290件
就労等相談件数	3,500件	3,500件	3,500件
セミナー等参加者数	600人	730人	460人
新規求職者のうち、自治体側から送り込まれた割合	30%以上	50%以上	40%以上

(2) 人手不足分野の人材確保・育成

〈目標値〉
人手不足分野の充足件数 7,900件以上

(3) 女性の就業希望の実現

〈目標値〉
マザーハローワーク事業 重点支援対象者の就職率 92.1%以上

(4) 新規学卒者等の県内就職支援

- ① 新規学校卒業生等に対する県内企業への就職の促進
- ② フリーター等の正社員就職の支援

〈目標値〉

- 1 大学卒業予定者の就職内定率 96.8%以上
- 2 正社員就職件数 7,215件以上
キャリアアップ助成金支給件数 1,701件以上
トライアル雇用支給件数 680件以上
- 3 県内出身大学生のUターン就職率 40.7%以上

(5) 社会人のUIターン就職の促進

社会人の30歳前後の若者から、実務経験豊富なプロフェッショナル人材まで、幅広い年齢層の社会人を対象に、UIターン促進に取り組む。
〈目標値〉
静岡U・Iターン就職サポートセンターを通じて就職決定した社会人の数 60人以上

(6) 障害のある人の活躍促進

- ① 地域の就労支援の更なる強化
 - ② 障害者就業・生活支援センター等と連携した就職支援
 - ③ 障害者の職業能力開発の支援
- 〈目標値〉
- 1 雇用率達成企業割合を平成30年6月1日報告より1.8ポイント以上の増加
 - 2 障害者の就職件数 2,768件以上

(7) 高齢者の活躍促進

〈目標値〉
65歳以上の高齢者就職件数 3,378人以上

(8) 外国人の就労支援

県内企業での就労を目指す定住者や永住者などが、職業能力を高め、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。

- 静岡県と連携した、求職者に対する職業相談・職業紹介を東部・中部・西部の3か所で行う
- 求人情報の提供及び職業訓練相談の実施
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談の実施
- ハローワークの求人情報のオンライン提供の実施

- ハローワークの「人材確保対策コーナー」や「人材確保支援コーナー」を活用した就職支援の拡充
- 人材確保、定着等に課題を抱える事業主に専門家による雇用管理改善を通じた支援を実施
- 静岡県ナースセンター等と連携した就職支援 など

- 「マザーズハローワーク静岡」及び県内5か所のマザーズコーナーにおいて、職業相談・紹介等を実施
- 重点支援対象者に対する就職実現プラン策定
- 託児付き再就職支援セミナーを通じて再就職した体験談等の情報提供 など

- 都内・愛知県内で就職面接会の開催
- 新卒応援ハローワーク等における支援の強化
- 「ユースエール認定制度」の普及拡大・発信強化、「若年者地域連携事業」を活用した就職支援
- 静岡新卒者等就職・採用応援本部の開催、わかものハローワークの利用促進 など

- 求人受理ハローワークにおいて、UIターン就職希望者の広域職業紹介を実施
- ハローワークで発行する求人情報を東京都、大阪府等のハローワークに送付しUIターン就職を促進
- 首都圏で開催する自治体主催面接会等の情報を関係労働局に周知依頼 など

- 障害者法定雇用率引き上げに伴い新たに障害者雇用義務が発生する企業等への個別指導
- 各種助成金及び雇用支援策の周知
- 精神・発達障害者サポーター養成講座の開催
- 各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用推進
- 障害の態様やニーズに応じた職業訓練の受講促進と訓練終了生への就職支援 など

- 「高齢者雇用安定法」の周知・啓発及び雇用確保措置導入指導の強化
- 軽易な就業等を希望する高齢者をシルバー人材センターに誘導 など

- ハローワーク窓口等において通訳を配置し、マッチング機能強化
- 静岡新卒応援ハローワーク内に「留学生コーナー」を開設し、外国人留学生の就労を支援 など

2 産業人材の育成

- 信用金庫と連携し、企業ニーズに対応したオーダーメイド型在職者訓練の実施
- ものづくり体験教室「WAZA チャレンジ教室」や「技能マイスター出前講座」の実施
- 技能五輪全国大会等で上位入賞が果たせるよう、指導者派遣費用等の訓練経費を助成
- 若年技能者に対し、「技能検定」の手数料減免制度を周知し、受検を勧奨
- 「静岡県優秀技能功労者」の表彰、「静岡県技能マイスター」の認定
- 沼津・清水技術専門校の短期大学校化
- 子どもたちの「生きる道」としての仕事学ぶ環境づくり など

(1) 現場主義に徹した人材育成

(2) 技術・技能を尊重する社会の実現

(3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

〈目標値〉

- 1 県が行う離職者訓練の訓練修了3か月後の就職率 静岡県 80%以上
- 2 求職者支援制度による職業訓練の修了3か月後の雇用保険が適用される就職率 基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

- ハローワークで把握した求人及び求職者の人材ニーズ、訓練ニーズを静岡県等に情報提供
- ハローワークの職員が中学校、高等学校に出向き説明を行うことによる意識啓発
- 教育訓練給付金制度により、主体的・中長期的なキャリア形成等を支援
- 各種技能競技大会の周知・広報
- 「静岡県地域訓練協議会」において「地域職業訓練実施計画」を策定
- ハローワークにおける適職への就職を実現するための適切な受講あっせんの実施
- ハローワークにおける職業能力レベルに応じた的確なマッチング等によるきめ細やかな就職支援 など

3 就業環境の整備

- 経営者等を対象とした働き方改革導入セミナー
- 働き方改革を牽引する社内リーダーの養成
- 短時間勤務やテレワークの導入などの多様な働き方の導入支援
- 労働法セミナーを開催し、労働関係法令に関する正しい知識の普及と法令遵守意識を醸成
- 働き手に合わせた多様な柔軟な就労スタイルを取り入れたビジネスモデルづくり
- 「静岡県次世代育成支援企業認証制度」、「くるみん」「プラチナくるみん」の普及促進
- 女性役職者育成セミナー（女性役職候補者、女性役職者、上司・経営者向けコース）
- ホームページ・広報誌を活用した女性が活躍している企業の取組紹介 など

(1) 「働き方改革」の推進

- ① 「働き方改革の推進」
- 〈目標値〉
労働局幹部による企業訪問 24社以上
- ② 仕事と家庭の両立支援
- 〈目標値〉
「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 19社以上

(2) 女性の活躍促進

〈目標値〉
女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」 5社以上

- 「働き方改革推進支援センター」の設置
- 労働局・監督署・ハローワーク一体となって働き方改革セミナーを実施
- 労働局幹部が、県内の主要企業等を訪問し、働き方の見直しについて取組を要請
- 「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発、働き方・休み方改善コンサルタントの派遣
- パートタイム労働法、育児・介護休業法の周知・徹底、次世代法に基づく行動計画策定
- 男女雇用機会均等法の周知・徹底
- 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出や情報公表の確実な履行
- 「えるぼし認定」の周知及び取得促進 など